

令和 7 年度から愛媛県内で臨床研修を開始する研修医の募集定員の算定方法について（案）

令和 7 年度から愛媛県内で研修を開始する研修医の募集定員の算定方法について、医師法第 16 条の 3 の規定に基づき、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、次のとおりとする。

<算定方法>

1 研修医の募集を行う年度（令和 6 年度）を起点として、病院ごとの過去 3 年間（令和 3～5 年度）の研修医の受入実績（②～④）の最大値（⑤）に「医師派遣加算（⑥）」を加えた数を「基本定員（=A）（⑦）」とする。

※ 受入実績（②～④）には、他病院で中断をした再開者の受入実績を含む。

※ 最大値（⑤）には、「小児科・産科研修プログラム」の募集定員の特例加算分の受入実績は含まない。

※ A が「0 人」の場合は、「1 人」とする。

2 A の値の県内の合計値（=A'）が、厚生労働省が定める県の募集定員の配分可能数（=B）（⑧）を超える場合は、次の計算式により調整する。（計算式： $A \times B / A'$ ）（⑨）

※ 算出した値に少数点以下の端数が生じた場合は四捨五入した値とする。

3 各病院が希望する募集定員（=C）（⑩）が上記 1～2 までの手順により算出した値（⑦又は⑨）を上回る場合は、⑦又は⑨の値、下回る場合は C の値（⑩）とする。（⑩）

4 「医師派遣加算（⑥）」については、研修医の募集を行う年度の前年度末（令和 5 年度末）時点において、医師派遣等を行っている常勤の医師数が 20 人以上の場合を 1 とし、5 人増える毎に 1 を加え、80 人以上の場合を 13 とする。

5 4 の「医師派遣等」は、次のア～オのすべてを満たすものとする。

ア 次の①から③のいずれかに該当すること。

① 各病院において、当該病院に勤務する医師を外向などにより当該病院以外の受入病院に勤務させる場合

② 各病院において、当該病院に勤務経験のある医師を当該病院以外の受入病院との主たる調整役として、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合

③ 労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づき、地域医療の確保等のために医師を派遣する場合

イ 対象となる医師は、医師免許取得後 7 年以上 15 年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務していること。

ウ 受入病院で勤務する期間が継続して 1 年以上 3 年以下であること。

エ 愛媛県保健医療対策協議会や関係する地方公共団体などの意向を踏まえた医師派遣等であること。

オ 開設者が同一の病院間において行われているものでないこと、また、受入病院との相互の交流として行われているものでないこと。

6 「小児科・産科研修プログラム」の募集定員の特例加算（⑪）として、⑩の値が20人以上の場合は、4人分を加算する。

7 上記1～6までの手順で算出した値について、以下の定員調整等を行う。

ア 値が1人の場合、募集定員の下限を2人にするための調整(1人→2人)を行う。（⑫）

イ 研修体制に不適切な事例（アルバイト診療等）があった場合は、募集定員の減員を行う。

8 1～7までの手順で算出した値（⑬）が、Bの値（⑧）に達していない場合、知事は、Bの値（⑧）を超えない範囲で、病院と個々に調整を行い追加して配分することとする。

〈主な変更点〉

算定方法8の変更

※「一病院あたりの募集定員数を1から2に増加するための加算分(調整分)」については、これまで厚生労働省が定める募集定員の上限を超えて各病院へ追加配分することが可能であったが、「令和6年1月19日付け厚生労働省医政局長通知」により、上限の範囲内で調整するとされたため、算定方法を変更しようとするもの。

変更後（7年度分）	変更前（6年度分）
8 1～7までの手順で算出した値 <u>⑬</u> が、 <u>Bの値（⑧）</u> に達していない場合、知事は、 <u>Bの値（⑧）</u> を超えない範囲で、病院と個々に調整を行い追加して配分することとする。	8 1～7までの手順で算出した値 _____ が、 <u>Bの値に7のアの調整分を加えた値</u> に達していない場合、知事は、 <u>Bの値に7のアの調整分を加えた値</u> を超えない範囲で、病院と個々に調整を行い追加して配分することとする。

令和7年度から研修を開始する研修医の募集定員 《算定例》

病院名	病院からの届出(希望)募集定員(C)	算定方法1、4、5よりAを算出				②~④の最大値	医師派遣加算	基本定員(実績から算出した定員)(A)	厚労省が決定した募集定員の配分可能数(B)	⑦の合計が⑧を越える場合は調整	①と⑦(又は⑨)の少ない方の人数	小児・産科加算※2	2人定員加算等※1	県調整前(⑩+⑪+⑫)	⑬に対する増員要望①-⑬	県配分案(⑭の調整後)	合計(⑬+⑮)	【参考】											
		3年度	4年度	5年度	⑤													⑥	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
		①	②	③	④													⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
〇〇病院	6	3	3	2	3	0	3	国通知より調整なし		3	0		3	3	3	6	7	△1											
△△病院	2	0	0	0	1	0	1			1	0	1		2	0	0	2	2	0										
××病院	24	15	17	20	20	0	20			20	4			24	0	0	24	22	2										
□□病院	9	7	8	6	8	0	8			8	0			8	1	1	9	10	△1										
合計	141	74	88	87	103	13	116	143	-	116	4	8	128	13	15	143	141	2											

少なくとも1人は配分する。

国から示された令和7年度の募集定員の上限(昨年度比5人増)

最大15人追加配分可能
※143 - 128
⑧ ⑬